

# 社会福祉法人長岡福寿会 役員等の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長岡福寿会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長の職務に対する報酬については、年額50,000円とする。
- (2) 常勤役員等については、無報酬とする。
- (3) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(ア) 評議員

評議員会への出席	12,000円/日
----------	-----------

(イ) 理 事

理事会等会議への出席	12,000円/日
------------	-----------

(ウ) 監 事

監事監査等への出席	12,000円/日
評議員会、理事会への出席	12,000円/日

2 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

交通費	バス代実費
-----	-------

(2) 監事が、監査等を実施した場合の費用弁償

交通費	バス代実費
-----	-------

(3) 職務のための出張をした場合の費用弁償

区 分	県 内	県 外
鉄 道 運 賃	普通旅客運賃	普通旅客運賃
急 行 料 金	普通急行料金 (35km以上)	普通特急料金 (片道100km以上は特別急行料金)
船 賃	中級料金実費	中級料金実費
航 空 賃		実 費
車 賃	バス代実費	バス代実費
交通費1日につき	900円	900円
日当1日につき	5,000円	5,000円
宿泊料1夜	13,000円	13,000円

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 1 理事長の職務に対する報酬は、当該事業年度の3月中とし、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第5条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じた時には、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月22日より施行する。